

入札公告

令和7年度バリアフリー観光情報サイト運用保守等委託業務について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年2月28日

高知県知事 濱田 省司

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
令和7年度バリアフリー観光情報サイト運用保守等委託業務
- (2) 業務内容
別に作成する仕様書による。
- (3) 委託期間
令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までの間
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
令和7年3月25日（火）午前10時00分
高知市本町5丁目2-17
高知本町ビル5階会議室
- (5) 入札保証金
入札参加者は、入札保証金として、その者が見積もる契約金額の100分の5以上の金額を納めなければならない。ただし、高知県契約規則（昭和39年規則第12号）第10条に該当する場合は、この限りでない。
- (6) 入札方法
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 高知県における「令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 高知県内に主たる本社（又は本店）もしくは主たる営業所（又は支店）を置くものであること。
- (4) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 高知県から「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加確認期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

3 入札参加資格の確認申請書の交付

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格の有無について確認を受け、入札参加資格があると認められたものに限る。この確認は別紙「一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）」（以下「確認申請書」という。）及び「業務実績証明書（様式1-1）」によるものとし、入札公告の日から令和7年3月17日（月）正午までの間に以下の方法で交付する。

（1） 交付方法

- ①直接受け取り
- ②ホームページからのダウンロード

（2） 直接受け取りの場合

以下の場所で交付する。

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県観光振興スポーツ部観光政策課おもてなし室

電話 088-823-9609 FAX 088-823-9256

（3） ホームページからのダウンロードの場合

以下のページに掲載する。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/020000/020101>

4 入札参加資格の確認申請書及び業務実績証明書の提出

提出期限は令和7年3月17日（月）正午までとし、手渡し又は郵送によって高知県観光振興スポーツ部観光政策課おもてなし室まで提出すること。

5 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認は、確認申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和7年3月18日（火）までに申請者に対してFAX及び電話にて通知する。なお通知書の正本については、入札参加資格を有するものは入札当日に手渡し、入札参加資格を有さないものは後日郵送する。

なお、FAXによる一般競争入札参加資格確認通知書を受理した場合は、別紙「受領書（様式2）」を高知県観光振興スポーツ部観光政策課おもてなし室までFAXにて送付すること。

6 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1） 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、知事に対して説明を求めることができる。

（2） （1）の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を令和7年3月19日（水）正午までに高知県観光振興スポーツ部観光政策課おもてなし室へ持参するかFAX（電話で着信を確認すること。）で提出すること。

（3） 説明を求めた者に対する回答は、令和7年3月21日（金）午後5時15分までに書面により行う。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格確認通知後において、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該委託業務の入札に参加することができない。

（1） 2に掲げる入札参加資格を満たさなくなったとき。

（2） 確認申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 質疑事項

質疑事項がある場合には、別紙「質疑書（様式3）」により令和7年3月12日

(水) 正午までに高知県観光振興スポーツ部観光政策課おもてなし室まで持参するかFAX(電話で着信を確認すること。)で提出すること。

なお、質疑書に対する回答は令和7年3月14日(金)までに高知県観光振興スポーツ部観光政策課ホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/020000/020101>)に掲載する。

9 契約条項等を示す場所

(1) 契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県観光振興スポーツ部観光政策課おもてなし室

電話番号 088-823-9609

FAX 088-823-9256

(2) 手渡しによる交付の場合

入札公告の日から令和7年3月21日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土日及び午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の高知県観光振興スポーツ部観光政策課おもてなし室で交付する。

(3) ダウンロードによる交付の場合

入札公告の日から高知県観光振興スポーツ部観光政策課ホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/020000/020101>)で交付する。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約保証金

落札者は、契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上(円未満切上げ)の金額を納めなければならない。

ただし、高知県契約規則(昭和39年規則第12号)第40条の規定により免除された場合又は規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提出した場合は、この限りでない。

12 契約書の作成の要否

契約書の作成を要する。

13 その他

(1) 入札参加者は、あらかじめ示された一般競争入札心得を承知すること。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合には、当該申請書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(4) 提出された申請書及び添付書類については、提出期限以降の差し替え・訂正等は認めない。

(5) 令和7年度高知県一般会計予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件手続きについて停止等を行うことがある。